

令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合
健康診査受診勧奨業務委託に係る公募型企画競争実施要領

令和3年6月11日事務局長決裁

1 趣旨

本実施要領は、秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する健康診査の受診勧奨に当たり、企画提案を公募し、総合的な評価を行う公募型企画競争の方法により委託業者を決定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

健康診査受診勧奨業務

(2) 業務内容

別添健康診査受診勧奨業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結の日の翌日から令和4年3月31日まで

(4) 契約上限金額

契約額は、10,128,250円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) その他

成果品の著作権は、広域連合に帰属する。

3 参加資格

企画競争に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 企画の提案から契約の履行完了まで、一貫して信義に従い誠実に対応できること。

(2) 日本国内に本社・本店を有する法人であること。

(3) 国、秋田県及び広域連合における指名停止等の措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 国税、都道府県税及び市町村等の税を滞納していない者であること。

4 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本企画競争に参加しようとする者は、次に掲げる書類を1部提出すること。

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②業務実施体制（様式第2号）

また、広域連合の入札参加資格を有する者として認定を受けていない者が本企画競争に参加しようとする場合は、入札参加資格審査申請書類を併せて提出すること。

【入札参加資格審査申請書類ダウンロード用ホームページ】

URL：<https://www.akita-kouiki.jp/procure/>

（調達情報：令和3年度－4年度入札参加資格審査申請について）

(2) 参加表明についての質問及び回答方法

- ①質問の方法 質問書（様式第4号）を使用し、「12 担当部局」に電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず電話により受信を確認してください。
- ②質問の受付期限 令和3年6月16日（水）16時まで
- ③回答の方法 令和3年6月18日（金）16時までに質問者に電子メールにて回答するとともに、当広域連合ホームページに掲載する。質問者の名称等については公表しない。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

- ①提出期限 令和3年6月21日（月）16時まで
- ②提出場所 広域連合事務局業務課事業企画班
- ③提出方法 持参又は郵送（提出期限までに到着するものに限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法を利用すること。）

5 企画提案書等提出依頼

参加表明書等の書類審査後、第1次審査の結果及び企画提案書の提出依頼について、令和3年6月下旬に通知する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案等の提出依頼を受けた者は、次の書類を提出すること。

- ①企画提案書（様式第3号）
- ②課題に対する企画提案（任意様式）

仕様書に定める目的及び業務内容、また、本実施要領の「7 審査方法及び評価基準」に記載する「第2次審査評価表」の評価項目及び評価内容を踏まえ、以下の内容について記載し、30ページ以内で作成すること。なお、審査に公平を期すため、社名及び社名を連想させるロゴ等を記載しないこと。

【記載内容】

1 業務内容	・受診勧奨候補者の具体的な抽出及びセグメント化の方法 ・各セグメントに応じた勧奨通知文書案
2 業務スケジュール	・業務全体のスケジュール
3 業務実施体制	・業務を遂行するための組織体制
4 業務実績	・同種、類似業務の実績
5 その他	・その他、事業効果を高めるための工夫

③プレゼンテーション動画（DVD）

対面形式によるプレゼンテーションに代わり、企画提案書に基づいた、企画内容を説明するためのプレゼンテーション動画を任意の方法により作成すること。

動画再生時間は、最大で20分以内とする。なお、審査に公平を期すため、社名、社名を連想させるロゴ等を動画内に表示させないこと。

④再委託調書（様式第6号）

業務の一部を他社に再委託する場合は、事前に広域連合の承認を受けること。

⑤提案見積書及び見積内訳書（任意様式）

消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

(2) 提出部数

(1) 提出書類は、日本産業規格A4で作成する。このうち、①、④及び⑤については、1部提出する。また、②については、左綴りしたものを1部とし、これを11部（正本1部＋写し10部）提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折り込むこととする。③については、動画形式をMP4形式としたDVDを1部提出する。

(3) 提出場所 参加表明書の提出場所に同じ。

(4) 提出方法 参加表明書の提出方法に同じ。

(5) 提出期限 令和3年6月30日（水）16時まで

7 審査方法及び評価基準

(1) 選定方法

①第1次審査（書類審査）

参加表明書提出時の書類審査を行い、第1次審査の結果は、参加表明者全てにFAX又は電子メールにて通知する。

②第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

企画提案書等による書類審査及びプレゼンテーション動画による審査を行う。

また、内容に疑義が生じた場合、「12 担当部局」から電子メールにより質問を行う。この場合、質問を受けた者は、質問を受けた日から2日以内に「12 担当部局」に電子メールで質問への回答を行うこと。

(2) 評価基準

①第1次審査（書類審査）

提出された参加表明書等により、同種業務の実績、業務実施体制等を評価する。

②第2次審査（企画提案書及びプレゼンテーション動画による審査）

【第2次審査評価表】

評価項目及び評価内容		評価点				
		優	良	普	不良	不可
実 施 体 制	①類似業務の実績 ・地方公共団体等で同様の業務の豊富な実績。 (30点)	30	20	10	5	0
	②業務実施体制 ・実績に基づく専門的知識や実務経験。 ・業務を実施する人員配置や実施体制。 ・有識者等のバックアップ体制。 ・トラブル発生時の迅速な対応。 (30点)	30	20	10	5	0
	③個人情報保護の管理体制 ・I SMS認証又はプライバシーマークの有無。 ・業務履行中及び業務終了後のデータの管理体制。 (30点)	30	20	10	5	0
企 画 提 案 の 内 容	①受診勧奨候補者の抽出及びセグメント化 ・受診勧奨候補者の効果的な抽出及びセグメント化の方法。 (40点)	40	30	20	10	0
	②受診勧奨候補者リストの活用 ・受診勧奨候補者リストの活用しやすさ。 (40点)	40	30	20	10	0
	③勧奨通知文書の内容及びデザイン ・各セグメントに対応した、健康診査の受診率の向上に効果的な内容及びデザイン。 (40点)	40	30	20	10	0
	④独自の工夫やアピールポイント ・広域連合に最適な独自提案や工夫。 (40点)	40	30	20	10	0
	⑤業務スケジュール	30	20	10	5	0

	<ul style="list-style-type: none"> 調整や打ち合わせ機会の確保。 納品までの適切なスケジュール管理。 <p style="text-align: right;">(30点)</p>					
費用対効果	<p>①参考見積</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な経費の適切な積算。 <p style="text-align: right;">(20点)</p>	20	15	10	5	0
合 計		300点満点				

- 提出された企画提案書等による書類審査及びプレゼンテーション動画の審査会を開催し、上記の第2次審査評価表に基づいて、原則、審査会同日に評価、採点する。(ただし、提案内容に質問があった場合は、別日に質問への回答を踏まえて評価、採点する。)
- 各委員の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を委託候補者とする。
- 同点の場合は、審査会委員の協議により委託候補者を決定する。
- 企画提案が1社であった場合でも、評価を実施した上、審査会委員の協議により業務履行能力を判断する。

8 日程

企画競争実施の公告	令和3年6月11日(金)
質問の受付期限	令和3年6月16日(水)
質問への回答	令和3年6月18日(金)
参加表明書の受付期限	令和3年6月21日(月)
第1次審査	令和3年6月下旬
第1次審査の結果通知及び提案書の提出依頼	令和3年6月下旬
企画提案書の受付期限	令和3年6月30日(水)
第2次審査	令和3年7月上旬
第2次審査の結果通知	〃
契約締結	〃
業務開始	〃

9 契約の締結

委託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が調い次第、随意契約の手続を行うものとする。その際は、特定された委託候補者は改めて見積書を提出するものとする。

なお、協議が調わないときは、次点の企画提案書の提案者と協議する場合がある。

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 契約保証金 | 無し |
| (2) 契約書作成の要否 | 契約書を作成する。 |
| (3) 支払条件 | 検収に合格すること。 |

10 参加表明書及び企画提案書の無効

次の事項に該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき。
- (2) 虚偽に基づく参加表明又は企画提案を行ったとき。
- (3) 「7 審査方法及び評価基準 (1) ②」の質問について、期日まで回答しないとき。
- (4) 参考見積書の金額が契約上限額を超過したとき。

11 その他留意事項

- (1) 本企画競争における書類等の作成、提出等の一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しないとともに、委託候補者の特定作業及び企画提案書の評価の目的以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 企画競争の結果、特定された者を公表する。また、提出された技術提案書は、公平性、透明性、客観性を期すため公表することがある。
- (6) 業務の一部を他社に再委託する場合は、事前に広域連合の承認を受けることとする。

12 担当部局

〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目2番3号 市町村会館1階
秋田県後期高齢者医療広域連合事務局業務課事業企画班 担当：伊藤 翔太
電話：018-853-7155
FAX：018-853-0611
電子メール：a-kouiki@aria.ocn.ne.jp